

懲戒処分等に関する公表基準

制定 平成 28 年 10 月 1 日 内規第 9 号

1 目的

この基準は、消防長が地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合において、以下の基準に基づき公表することにより、公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図り、もって職員の公務員としての自覚を促し、非違行為の未然防止に資することを目的とする。

2 公表する懲戒処分等

次のいずれかに該当する懲戒処分等は、公表するものとする。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（過失等による注意義務違反及び監督責任の戒告処分は除く。）
- (2) 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分

3 公表する内容

(1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。

- ア 被処分者の職名（所属名を除く職名）
- イ 被処分者の年齢及び性別
- ウ 処分内容
- エ 処分年月日
- オ 非違行為の概要

(2) (1)の規定にかかわらず、収賄、横領等社会的影響の大きな事件については、原則所属名、氏名についても公表するものとする。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 報道機関への資料提供又は発表により行うこととする。

5 公表の例外

被害者等が公表しないことを求めている場合又は被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護する必要がある、やむを得ない場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。